

## プロバイダの採るべき合理的かつ相当な侵害防止措置に関して

弁護士 前田 哲 男

- ① プロバイダ責任制限法が定義する「特定電気通信役務提供者」（以下「プロバイダ」という。）の概念は、非常に幅が広い。接続プロバイダのようにコンテンツとの関係においてニュートラルなサービスのみならず、動画投稿サイトのように、特定のジャンルのコンテンツがユーザーによって多数アップロードされ、ダウンロードないし視聴等されることが予定されたサービスなどの提供者もプロバイダに含まれ、ますます多様化している。
- ② また昨今の技術の進展に伴い、例えばフィンガープリントを用いた侵害防止措置などが開発され、現実に利用可能になっており、動画投稿サイトなどにおいては既に実行もされている。
- ③ 上記①②のようなプロバイダに含まれるサービス提供者の多様化や、現実に利用可能な侵害防止措置の開発などの点で、プロバイダ責任制限法制定時（平成13年）とは異なる社会状況が生じている。
- ④ ところで、一般に「匿名」で情報を発信する自由は尊重される必要があるが、匿名の情報発信により他人の権利等を侵害する行為が多発する状況が現に生じており、その手段ないし場をプロバイダが提供している。

このことと、上記③のプロバイダ責任制限法制定時とは異なる社会状況が生じていることを併せ考えると、プロバイダは、その提供する具体的なサービスの性格・内容に応じて、通信の秘密や表現の自由等に配慮しつつ、合理的かつ相当な範囲で侵害対策防止措置を講じるべきである。
- ⑤ 合理的かつ相当な侵害防止措置は、なにか「合理的かつ相当」な措置であるかの検討も含め、さしあたり関係当事者の協力関係において協議され、かつ実行されることが望ましい。

しかし、関係当事者間の協力関係のみにおいてそのような措置の検討及び実行ができるとは限らないし、また、多数存在するプロバイダがすべてそのような協力関係に

参加するとは限らず、アウトサイダーが発生し得る。

そこで、関係当事者の協力関係のみによっては合理的かつ相当な侵害防止措置の検討・実行が進まないか、あるいは、(協力関係に参加するプロバイダにおいては実行されても)アウトサイダーにもそのような措置を実行するように誘導できないとすれば、法律によって、サービスの性質・内容に応じて合理的かつ相当な侵害防止措置を講じなければならないことをプロバイダに義務づけるべきである<sup>1</sup>。

- ⑥ ある特定のサービスについて、具体的な諸般の事情からサービス提供者に結果回避義務があると判断される場合には、当該サービス提供者は、個別の通信による情報の流通についての具体的な認識の有無にかかわらず、結果回避義務違反と相当因果関係のある損害について賠償責任を負うべきである<sup>2</sup>。

本ワーキングチームでの検討では、現行のプロバイダ責任制限法3条は過失責任の原則を具体化したものであるとの前提が採られているように思われるが、同条1項は、プロバイダが「発信者」とであると判断される場合を除き、個別の通信による情報の流通についての具体的な認識がなければ、プロバイダが本来負い得る損害賠償責任を一律に免責する規定のようにも読めなくはない。

そこで私は、プロバイダ責任制限法の改正により、具体的な諸般の状況によりプロバイダであるサービス提供者に結果回避義務違反があると判断される場合には、相当因果関係にある損害の賠償責任が同法によって免責されるものではないことを確認的に明らかにする規定を設けるべきであると考えているが、仮にそのような規定をあえて設けるまでもないとしても、そのことを同法の解釈として定着させる必要があると考える。

以 上

---

<sup>1</sup> この義務づけは、抽象的にならざるを得ないだろう。ちなみに、個人情報保護法20条は、個人情報取扱事業者は「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と定めている。

<sup>2</sup> 具体的な諸般の事情からサービス提供者が「発信者」と判断される場合には、プロバイダ責任制限法による免責を受けられないことは、既に明確になっている(プロバイダ責任制限法3条1項柱書ただし書き)。しかし、発信者に該当するとまではいえない場合であっても、なおプロバイダに結果回避義務違反があると判断される場合があると私は考える。